

第24回幕別町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和7年6月25日（水）午後3時00分から午後3時23分まで

2 開催場所 忠類ふれあいセンター福寿

3 出席委員（22名）

会長	23番	中村富士男
会長職務代理者	22番	松本 誠
	1番	澤邊 佳範
	2番	佐渡 孝徳
	3番	佐藤 雅典
	4番	多田 篤
	5番	渡邊ひろ子
	6番	佐藤 悦啓
	7番	橋本 浩弥
	8番	田村 信夫
	9番	廣瀬 敏文
	10番	棚 範貴
	11番	長谷川 旭
	12番	酒井はやみ
	13番	佐藤 敏博
	14番	山口 和裕
	15番	萬谷 司
	16番	小野寺和也
	17番	小林 信也
	19番	吉田 正宏
	20番	黒田 龍司
	21番	中村 政昭

4 欠席委員（1名）

18番 遠藤 貴之

5 議案

1) 開会

2) 議事録署名委員

3) 諸般の報告

4) 報告

第1号 農地所有適格法人報告書の受理について

第2号 農地台帳整備に係る現況地目の確認について

議案

第1号 農地法第3条の規定による許可申請について

第2号 農地法第4条の規定による許可申請について

第3号 農地法第5条の規定による許可申請について
第4号 現況証明について

6 農業委員会事務局職員

事務局長	木村 純一
農地振興係長	今城 和智
忠類支局農地振興係長	山田 慎一
農地振興係主査	稲垣 昂太
農地振興係主任	川瀬 康彦

7 会議の概要

議長	幕別町農業委員会会議規則第8条第1項の規定により、定足数に達しておりますので、ただ今から第24回農業委員会総会を開催いたします。 次に、議事録署名委員を、会議規則第13条第2項の規定により指名いたします。議事録署名委員に3番佐藤雅典委員、4番多田委員を指名いたします。よろしくをお願いします。 次に、諸般の報告を事務局から申し上げます。
事務局長	諸般の報告を申し上げます。会議規則第4条の規定に基づき、18番遠藤委員から欠席する旨の届出がございましたので、ご報告いたします。
議長	次に、報告第1号「農地所有適格法人報告書の受理について」を議題といたします。 事務局から報告第1号について、説明をいたします。
事務局	報告第1号、農地所有適格法人報告書の受理について、農地所有適格法人報告書の受理について、次の法人から提出があり、書類等の内容を確認したので報告いたします。提出された法人報告書等は、書類等完備されておりましたので受理いたしました。以上で報告を終わります。
議長	報告第1号について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第1号を終わります。
議長	次に、報告第2号「農地台帳整備に係る現況地目の確認について」を議題といたします。 事務局から報告第2号1番について、説明をいたします。
事務局	報告第2号、農地台帳整備に係る現況地目の確認について、農地台帳整備に係る農地の現況地目について、下記のとおり確認したので報告します。案件は、議案書1ページの1件でございます。今月17日に現地調査を行い、現況につい

	て記載のとおり確認しております。以上で報告を終わります。
議長	報告第 2 号 1 番について説明を申し上げました。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑がないようですので、以上で報告第 2 号を終わります。
議長	次に、議案第 1 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第 1 号 1 番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第 1 号、農地法第 3 条の規定による許可申請について、農地法第 3 条の規定による許可申請があったので審議を求めます。 【議案第 1 号 1 番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は、別添、農地法第 3 条調査書 1 ページのとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
1 番	1 番説明いたします。この案件は、後継者への使用貸借による経営継承でありますので、周辺農地への影響はないと考えております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第 1 号 1 番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第 1 号 1 番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第 1 号 2 番について、事務局から説明をいたします。 【議案第 1 号 2 番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は、別添、農地法第 3 条調査書 2 ページのとおり、農地法第 3 条第 2 項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
11番	11番説明いたします。この案件は、今月18日に渡邊委員、佐藤委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第1号2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第1号2番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第1号3番について、事務局から説明をいたします。 【議案第1号3番について、議案書をもとに朗読】 以上の案件は、別添、農地法第3条調査書3ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
9番	9番説明いたします。この案件は、今月17日に小林委員、中村政昭委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第1号3番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第1号3番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次の議案第1号4番につきましては、渡邊委員の事案が含まれておりますの

で、農業委員会法第31条の規定に基づく議事参与の制限により、本案件の審議開始から終了まで退席願います。

(5番 渡邊委員退席)

議長

次に、議案第1号4番について、事務局から説明をいたします。

【議案第1号4番について、議案書をもとに朗読】

以上の案件は、別添、農地法第3条調査書4ページのとおり、農地法第3条第2項各号に該当しないため、許可要件をすべて満たすと考えております。以上で議案の説明を終わります。

議長

それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。

11番

11番説明いたします。この案件は、本来、地区担当委員は渡邊委員ですが、議事参与の制限を受けますことから、代わりに当該案件を担当いたしました私の方から説明いたします。この案件は、今月18日に佐藤委員、遠藤委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局の説明のとおりですので、よろしくお願いいたします。

議長

それでは質疑を行います。質疑ございませんか。

(発言なし)

議長

質疑なしとします。採決をいたします。

議案第1号4番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。

【全員異議なし】

議長

異議なしとします。よって、議案第1号4番は原案のとおり決定いたしました。

(5番 渡邊委員着席)

議長

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」を議題といたします。

議案第2号1番について、事務局から説明をいたします。

事務局

議案第2号、農地法第4条の規定による許可申請について、農地法第4条の規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ意見聴取したく審議を求めます。なお、北海道農業会議からの許可相当の答申による許可は農業委員会会長の専決で行いたく審議を求めます。

【議案第2号1番について、議案書をもとに朗読】

この案件は、格納庫の建設等を目的とする転用であります。農地区分は農用

	地であり、原則不許可でございますが、本件は農振農用地区域の指定用途への転用であることから問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添、農地転用許可申請に係る審査表 1 ページから 2 ページに記載されている通りでございます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
11番	11番説明いたします。この案件は、今月18日に渡邊委員、佐藤委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願いいたします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第2号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第2号1番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題といたします。 議案第3号1番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第3号、農地法第5条の規定による許可申請について、農地法第5条の規定による許可申請のあった下記について、北海道農業会議へ意見聴取したく審議を求めます。なお、北海道農業会議からの許可相当の答申による許可は農業委員会会長の専決で行いたく審議を求めます。 【議案第3号1番について、議案書をもとに朗読】 この案件は、砂利採取を目的とする転用です。農地区分は農用地であり、原則不許可でございますが、本件は一時転用であり、農業振興地域整備計画の達成に支障がないため、問題ないと考えております。なお、立地基準、一般基準等の詳細につきましては、別添、農地転用許可申請に係る審査表3ページから4ページに記載されている通りでございます。以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
14番	14番説明いたします。この案件は、今月17日に小林委員、中村政昭委員、事務局とで現地調査を行い、周辺農地への影響がないことを確認しております。なお、詳細につきましては、事務局説明のとおりですので、よろしく願い

	たします。
議長	それでは質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第3号1番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第3号1番は原案のとおり決定いたしました。
議長	次に、議案第4号「現況証明について」を議題といたします。 議案第4号1番から2番について、事務局から説明をいたします。
事務局	議案第4号、現況証明について、農地法関係事務処理要領に基づき、土地の現況証明願があったので審議を求めます。 【議案第4号1番から2番について、議案書をもとに朗読】 以上で議案の説明を終わります。
議長	それでは、地区担当委員から補足説明をお願いいたします。
9番	9番説明いたします。これらの案件は、地目変更登記を目的に証明を求めるものであります。今月17日に小林委員、中村政昭委員、事務局とで現地調査を行い、農地・採草放牧地以外であることを確認しておりますので、よろしくお願いいたします。
議長	それでは、質疑を行います。質疑ございませんか。 (発言なし)
議長	質疑なしとします。採決をいたします。 議案第4号1番から2番について、原案のとおり決することに異議ございませんか。 【全員異議なし】
議長	異議なしとします。よって、議案第4号1番から2番は原案のとおり決定いたしました。

議長

議案は以上であります。
これをもちまして、第24回農業委員会総会を閉会します。

事務局長

ご起立願います。お疲れ様でした。